

建築物省エネ法届出についての重要なお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 27 年 7 月に新たに「建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律（建築物省エネ法）」が公布されました。改正に伴い、省エネ法から変更された重要な事項について、簡単ではございますがまとめさせていただきました。また省エネ計算のご依頼について弊社よりお願いがございますので、併せてお知らせさせていただきます。

～建築物省エネ法について～

建築物の省エネ性能向上を目的とされており、大きくは「規制措置（義務）」と「誘導措置（任意）」の 2 つに分けられます。

そのうちの「規制措置（義務）」については、現行の省エネ法の届出が強化された内容となっており、平成 29 年 4 月より施行される事が決まっています。

		省エネ法 エネルギーの使用の合理化等に関する法律	建築物省エネ法 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
大規模 建築物 2,000㎡ 以上	非住宅	第一種特定建築物 届出義務 【著しく不十分な場合、指示・命令等】 届出時期：着工21日前まで	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】 申請時期：確認申請提出頃
	住宅	届出義務 【著しく不十分な場合、指示・命令等】 届出時期：着工21日前まで	届出義務 【基準に適合せず必要と認める場合、指示・命令等】 届出時期：着工21日前まで
中規模 建築物 300㎡以上 2,000㎡未満	非住宅	第二種特定建築物 届出義務 【著しく不十分な場合、勧告】 届出時期：着工21日前まで	届出義務 【基準に適合せず必要と認める場合、指示・命令等】 届出時期：着工21日前まで
	住宅		

※省エネ法に基づく修繕・模様替え、設備の設置・改修の届出、定期報告制度については、平成29年3月末をもって廃止予定。

図. 建築物省エネ法 規制措置に関する概要

法律施行前後の申請の取り扱いについては以下の図の通りとなります。

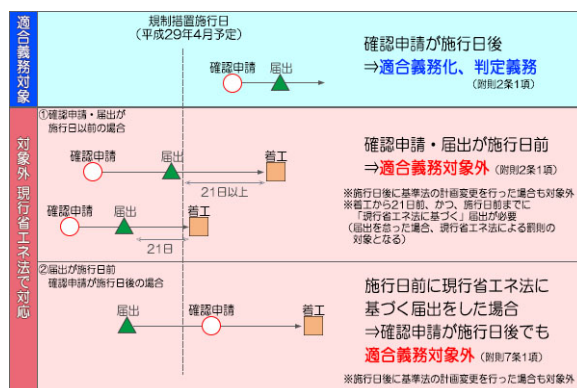


図. 法律施行前後の申請の取り扱いについて

適合性判定の対象となるのは平成 29 年 4 月以降に申請した場合となります。建築確認申請が施行日以降であっても、その前に届出を行った場合は義務化対象外となります。

1. 計算について

非住宅用途の建築物のうち第一種特定建築物(2000 m²以上)に関しては一次エネルギー性能(設備分)の基準適合義務化が始まります。こちらは建築基準関係規定となり、**適合していない場合は建築確認済証の交付を受ける事ができません。**

計画変更については軽微な変更を除いては、その都度再計算を行う必要があります。

また、完了検査では、建築基準法への適合と併せて省エネ基準への適合検査も受ける事となります。

尚、外皮基準及び非住宅用途の建築物のうち第二種特定建築物(300 m²以上 2000 m²未満)、300 m²以上の住宅建築物については適合義務の対象とはならない予定です。

2. 国が提供している一次エネルギー消費量計算支援プログラムについて

計算支援プログラムは弊社開発プログラムではありません。従って、**当該プログラムに起因する計算結果および動作の不具合に対し、弊社で対処することが出来ません**のでご了承下さい。

3. 設計図面について

適合性判定を受ける際に建築確認申請の段階においても必要な図面が多くなります。

申請に至っては各種「整合が取れている設計図面」を添付する必要があります。

例)

建築図：断熱、建具の仕様が記載されている図面等

設備図：全般(各種設備の仕様の記載が必要)

4. 設計スケジュールについて

第一種特定建築物(2000 m²以上)における建築確認申請では、確認済書の交付前までに、省エネ適合判定通知書を提出する必要があります。(同通知書は、省エネ適合性判定書類の提出後 14 日以内に受けられることができるとされておりますが、内容等に疑義がある場合は、上記期間に加えて最大 28 日の範囲内において延長されます。)

その為、お客様においては**上記を踏まえた設計スケジュールを考慮いただく必要がございます。**

ご一読ありがとうございます。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

株式会社 ティーディーシー